

# 「高齢者タクシー助成券」ご利用下さい。

高齢者や障害者の方が住み慣れた地域で自立した生活が送れるようタクシー料金の一部を助成します。通院や買い物などにご利用下さい。

【対象者】 次の条件を満たす方が対象です。

- ① 下郷町に住所がある方
- ② 年齢が満70才以上の方  
(身体障害者手帳、療育手帳、  
精神障害者手帳を持っている方は  
満65才以上)
- ③ 老人ホーム等の福祉施設入所者でない方

前年度の古い助成券を

忘れずに持ってきて下さい。



【助成額】 1枚500円の助成券を20枚交付します。(年度当たり1回限り)

【使用方法】

- 1回の乗車で2枚まで利用できます。
- 助成券の交付を受けたご本人以外は利用できません。
- 助成額より、タクシー料金が少なかった場合でもおつりはありません。
- 助成券の再発行はしません。
- 助成券の有効期間は、発行した年度末となります。
- 死亡や転出、不正な行為をした場合は、助成券を返還していただきます。
- 次のタクシー会社でのみ利用できます。

会津交通下郷営業所	( 姫川 )	TEL 67-2121
湯野上タクシー	( 湯野上 )	TEL 68-2345
介護タクシーすばる	( 刈林 )	TEL 67-2281

【申請方法】

4月10日(月)から申請を受け付けます。

次の物を持って、役場健康福祉課で申請して下さい。

◎申請書は役場にありますが、裏面の申請書も利用できます。

- ① 前年度分の古いタクシー助成券
- ② 健康保険証や運転免許証などの身分を証明できるもの
- ③ 印鑑(代理申請の場合は、対象者と代理人の2人分必要です。)
- ④ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳を持っている方は、手帳を持ってきて下さい。

※事情により、来庁できない方はご相談ください。

お問い合わせ：下郷町役場健康福祉課 TEL 69-1199

下郷町高齢者タクシー助成券交付申請書兼受領書

平成 年 月 日

下郷町長 様

申請者 住所： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_ (印)

下郷町高齢者タクシー事業実施要綱第5条に基づき、下記のとおり助成券の交付を申請します。なお、対象要件の確認のために、関係機関に調査されることに同意します。

助成対象者	住所	下郷町	電話番号	
	氏名		生年月日 (年齢)	大正 年 月 日 昭和 (満 歳)

◆代理申請を行う場合

代理人	住所		電話番号	
	氏名		続柄	

上記の者を代理人と定め、下郷町高齢者タクシー助成券の交付申請及び受領の権限を委任します。また、対象要件確認のために関係機関に調査されることに同意します。

助成対象者 (印)

※町記入欄

対象要件確認			判定	交付No.
一般	住 所	可 ・ 否	決 定 ・ 却 下	
	年齢 (70 歳以上)	可 ・ 否		
手帳所持者	住 所	可 ・ 否		
	年齢 (65 歳以上)	可 ・ 否		
	手帳の種類	身体 ・ 療育 ・ 精神		

下郷町高齢者タクシー事業実施要綱第4条に定める下郷町高齢者タクシー助成券を受領しました。

受領者 氏名： \_\_\_\_\_ (印)